

## 橋本給付金等支給規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人交通遺児等育成基金（以下「基金」という。）定款第4条第1号の所定の拠出金を払い込んだ者に対して育成給付金の支給を行う事業（以下「基金事業」という。）に加入している交通遺児（以下「加入遺児」という。）に対する、橋本給付金及び完了給付金（以下「橋本給付金等」という。）の支給に必要な事項を定めることを目的とする。

(橋本給付金)

第2条 基金は、昭和55年8月に、交通遺児の健全育成のため、基金に多大な寄付金を寄託された故橋本むつ氏の篤志を顕彰するため、加入遺児に対して橋本給付金を支給する。

2 橋本給付金は、加入遺児が、毎年4月1日においてその日以前に満6歳、満12歳又は満15歳に達するときに支給する。

3 橋本給付金の支給日は、毎年2月25日とする。ただし、1月1日以降基金事業に加入した遺児については、4月25日とする。

4 橋本給付金の額は、5万円とする。

(完了給付金)

第3条 基金は、加入遺児が満19歳に達したときに、完了給付金を支給する。

2 完了給付金の支給日は、基金事業の育成給付金を最後に支給する日とする。

3 完了給付金の額は、2万円とする。

(給付財源等)

第4条 橋本給付金等の支給は、予算の定めるところにより、橋本基金資産に係る運用収入又は取崩収入並びに一般寄付金収入をもって支弁するものとする。

(橋本基金資産の管理)

第5条 基金は、この規程及び会計規程並びに資産管理運用規程に定めるところにより、橋本基金資産を管理するものとする。

2 基金は、橋本基金資産の期末残高を、故橋本むつ氏の寄付額である3億円を維持するよう努めるものとする。

附 則（平成25年5月28日基金総第1042号）

1 この規程は、平成25年5月28日から施行する。

2 橋本基金事業実施規程（昭和62年6月4日基金総第17号）は廃止する。